

京都市林産物需要拡大センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 82 号

京都市林産物需要拡大センター条例施行規則の一部を改正する規則  
京都市林産物需要拡大センター条例施行規則の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

京都市地域特産物需要拡大センター条例施行規則

第1条中「京都市林産物需要拡大センター条例」を「京都市地域特産物需要拡大センター条例」に、「京都市林産物需要拡大センター使用許可申請書」を「京都市地域特産物需要拡大センター使用許可申請書」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市林産物需要拡大センター使用許可申請書」を「京都市地域特産物需要拡大センター使用許可申請書」に、「京都市林産物需要拡大センター条例」を「京都市地域特産物需要拡大センター条例」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)